07. 環境配慮指針(鉄鋼業、非鉄金属工業、鋳造業)

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙 焼却炉、ボイラー、電気炉、キューポラ	粉じん 鋳物工場における砂の飛散
水質汚濁 湿式集じん機、工場からの床排水	悪 臭 鋳物工場における臭気、焼却炉
騒音振動 空気圧縮機、鋳型造型機等	

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー 金属の精錬又は鋳造等の用に供する施設 (溶解炉、電気炉、電解炉、溶鉱炉、加熱炉、転炉、平炉、焙焼炉、か焼炉、乾燥炉、乾燥施設、溶解槽) コークス炉 廃棄物焼却炉 アルミニウムマはアルミニウム合金のように供する溶解炉及び溶解めっき施設	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置 法 県条例
粉じん	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設 コークス炉 鉱物(コークスを含む。)又は土石の堆積場 ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物の用に供するもの)	大気汚染防止法
水質汚濁	鉄鋼業の用に供する施設 (タール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設、湿式集じん施設) 非鉄金属製造業の用に供する施設 (還元そう、電解施設(溶融塩電解施設を除く。)、焼入れ施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設) 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設 (焼入れ施設、電解式洗浄施設、カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設)	
	非鉄金属製造業の用に供する施設 (銅等の用に供する圧延施設、アルミニウム等・亜鉛等の用に供するダイガストマシン)	県条例
騒音	金属加工機械 (ブラスト、タンブラー) 空気圧縮機及び送風機 鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)	騒音規制法、県条例
	集じん施設、クーリングタワー	県条例
振動	圧縮機 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。 総排出ガス量が $10,000 \, \text{m}^2$ /時、総排水量が $2,000 \, \text{m}^2$ /日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり次の点に御配慮ください。

鋳造工場においては、建屋からの粉じん及び臭気に対する苦情が多く寄せられています。鋳型造形機や金 属溶解炉など、粉じんや悪臭を発生する場所にはフードを設けるなどの対策を講じてください。

問合せ先:環境局環境保全課(054-221-1358, 1359)